

# 福島県産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業 (うつくしまリサイクル施設等整備費補助金) について

## 1 補助金の目的

福島県では、産業廃棄物を取りまく様々な課題を解決するため、これまで、排出事業者や処理業者等の自主的な取組みの促進や、法律・条例に基づく規制的手法での施策の拡充を図ってきましたが、循環型社会の形成を一層進めていくため、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法として、平成18年4月から産業廃棄物税を導入いたしました。

この産業廃棄物税の税収を活用した取組みのひとつとして、排出事業者が排出抑制等を目的とした、循環型社会の形成のため効果が高いと認められる先進性のある施設等を整備する場合に、その費用の一部を助成する制度を設け、平成18年度から実施しています。

これに加えて、平成22年度から産業廃棄物処理事業者が実施する高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対しても、費用の一部を助成することになりました。

## 2 補助対象事業

### (1) 産業廃棄物排出抑制等施設整備事業

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とする施設等を整備する事業（産業廃棄物の処理を業として行うための施設等は対象となりません。）

### (2) 高度処理技術導入等調査研究事業

高度な処理技術の導入や健全な処理施設の維持管理のための調査・研究事業（処理施設の改修工事や整備に要する経費は対象としません。）

## 3 補助対象者

補助対象者は福島県内に事務所・事業所を有する排出事業者または処理事業者であって、以下の表に掲げる各要件を全て満たしていることが必要です。

産業廃棄物 排出抑制等 施設整備事 業	【排出事業者】 (1) 補助対象施設を福島県内に整備するものであって、当該施設の整備完了後速やかに事業化できるものであること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しないこと。 (3) 県税の滞納等法令に抵触し、助成を行うことが適当でないと認められる事業者でないこと。
------------------------------	--

	(4) 当該事業を継続して安定的に実施できる見通しがあること。
高度処理技術導入等調査研究事業	<p>【処理事業者】</p> <p>(1) 法第15条第1項及び法第14条第6項又は法第14条の4第6項の許可を受け、産業廃棄物処理施設（中間処理施設・最終処分場）を県内に設置していること。</p> <p>(2) 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しないこと。</p> <p>(3) 県税の滞納等法令に抵触し、助成を行うことが適当でない認められる事業者でないこと。</p> <p>(4) 当該事業を遂行するために、必要な技術的能力を有すること。</p>

#### 4 補助対象事業要件

補助対象事業は、以下の表に掲げる要件を満たしていることが必要です。

産業廃棄物排出抑制等施設整備事業	<p>(1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの効果が高いものであること。</p> <p>(2) 新たに設置又は改造する施設であること。</p> <p>(3) 目的を同じくする国等の補助制度を活用する施設でないこと。</p> <p>(4) 施設の排出抑制、減量化、リサイクルシステム等において先進性を有すること。</p> <p>(5) 県内への波及効果が高いものであること。</p> <p>(6) 処理に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされていること。</p> <p>(7) 焼却施設等廃棄物の処理・処分を主たる目的とするものでないこと。</p>
高度処理技術導入等調査研究事業	<p>(1) 調査・研究の検証結果に基づいて処理施設や付帯施設の改修が行われることで、処理施設周辺環境への影響の回避・低減に対する効果が高いこと。</p> <p>(2) 目的を同じくする国等の補助制度を活用する事業でないこと。</p> <p>(3) 県内への波及効果が高いものであること。</p>

#### 5 補助率、補助金額

産業廃棄物排出抑制等施設整備事業	汚泥の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とする施設等	補助金額 限度額	補助対象経費の2/3以内 20,000千円
------------------	-------------------------------	-------------	--------------------------

	汚泥以外の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とする施設等	補助金額 補助対象経費の1/2以内 限度額 15,000千円
高度処理技術導入等調査研究事業	補助金額 補助対象経費の1/2以内 限度額 3,000千円	

## 6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下の表に掲げる経費のうち、必要かつ相当と認められる経費です。

産業廃棄物排出抑制等施設整備事業	機械設置・工具器具費	<p>機械装置又は工具器具の購入、据付け、又は改良に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該事業に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費</li> <li>当該事業に必要な機械装置を外注により製作、改良、据付けをさせる場合、これに要する経費。 なお、「改良」とは機能を高めるための行為をいう。</li> </ol>
	構築物費	<p>構築物の建造、改良、購入に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該事業に必要な構築物の自社建造、改良に係る鋼材等の購入に要する経費。 なお、「構築物」は、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに限る。</li> <li>当該補助事業に必要な構築物を外注により建造、改良をさせた場合、これに要する経費。</li> </ol>
	その他の経費	<p>そのほか、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに要する経費。</p>
高度処理技術導入等調査研究事業	調査・研究設備等設置費	<p>機械装置、構築物の購入、設置、改良に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該事業に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入や、外注により製作、改良、据付けをさせる場合、これに要する経費。</li> <li>当該事業に必要な構築物を自社又は外注により建造、改良をさせた場合、これに要する経費。</li> </ol>

消耗品費	<p>原材料費及び消耗品費で、概ね単価10万円以内のもの</p> <p>1 在庫品使用の場合は庫出日における社内標準単価に使用量に乗じて得た額</p> <p>2 製造の場合は製造原価</p> <p>3 購入の場合は購入価格</p> <p>4 補助事業の終了によって主要原材料及び消耗品の残を生じ再び戻されるものは除外し、作業屑は除外しない。 (原材料については、使用したものについてのみ支払いの対象となるので、購入しても使用していない場合は、支払いの対象とはならない。使用簿の整理を要する。)</p>
報償費	技術指導を受ける際に要する謝金。社内規定など、根拠が明白な費用
委託料	外注加工、委託分析、大学研究者への研究委託等に要する経費。全事業費の2/3を超えないこと。
通信運搬費	補助事業を実施するために直接必要な通信費、運搬費で、通常業務と区別できること。
リース料	補助事業を実施するために直接必要な機械装置等の借用費
その他の経費	そのほか、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに要する経費。

● 留意事項

- 補助対象経費の支払いについては、現金及び回し手形での支払いは不可。  
また、支払については、補助対象経費のみの支払いとすることとし、補助対象物件以外との混合払いは不可。  
郵便振込等で支払う場合の振込手数料は補助対象外とする。  
なお、約束手形での支払いについては、補助事業期間中に決済されるものについてのみ認めることとする。

- 補助対象物件を購入する際には、証拠書類として、カタログ、仕様書、見積書、相見積書（理由書）、注文書の写し、注文請書、納品書、検収調書、請求書、手形の写し又は振込金受取書、当座勘定照合表、領収書を整備保管すること。
- 機械装置・工具機器の中古品は価格の確定が困難なので補助対象外とする。

- 書類の整備、保管の期間は交付要綱に基づき5年とする。ただし、「機械装置等」を購入した場合には、「補助等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令」（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）及び所得税法又は法人税法の減価償却資産の耐用年数を定める省令に基づき、その該当償却期間、整備、保管すること。
- 補助対象物件の数量及び金額は、当該事業の事業規模から見て適正な範囲とする。

## 7 審査基準等

### (1) 補助事業の採択方針

産業廃棄物排出抑制等施設整備事業	これまで廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等が進んでいなかった分野で、公的支援によりそれが可能となる事業。
高度処理技術導入等調査研究事業	調査・研究の検証結果に基づいて処理施設や付帯施設の改修が行われることで、処理施設周辺環境への影響の回避・低減が図られる事業。

### (2) 補助事業の採択基準

産業廃棄物排出抑制等施設整備事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに効果が高い事業であるか。</li> <li>2 事業に先進性があるか。</li> <li>3 補助事業完了後、速やかに事業化可能か。また、事業を継続して安定的に行いうるか（事業実施体制など）。</li> <li>4 事業の実施による県内への波及効果及び県内における廃棄物の減量化に資する効果はどのようなものか。</li> <li>5 補助事業の予算は適当であるか。</li> <li>6 事業者の経営内容は堅実であるか。</li> <li>7 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であるか。</li> <li>8 期間内に補助事業を完了する見込みがあるか。また、その方法がはっきりしているか。</li> <li>9 事業の実施に伴って発生する環境負荷を低減させるための配慮がなされているか（汚水の処理、騒音等の低減策など）</li> <li>10 同一申請書に対する同一テーマでの当該補助金の採択件数は1件とする。</li> <li>11 当該補助事業が、既に同じ目的の国等の補助金の採択を受け</li> </ol>
------------------	--

	<p>ている場合は採択しない。</p> <p>1 2 既に補助対象物件を取得しているもの、又は施設整備が完了していると見なされるものは採択しない。</p> <p>1 3 単なる施設の整備や機械、器具等の購入のみの申請と見なされるものは採択しない。</p>
高度処理技術導入等調査研究事業	<p>1 補助事業で行った調査・研究が、処理施設の維持管理にどの程度貢献するか。</p> <p>2 処理施設周辺環境への影響の回避・低減の効果はどの程度か。</p> <p>3 補助事業で行った調査・研究が、速やかに処理施設へ導入可能か。</p> <p>4 補助事業の予算は適当であるか。</p> <p>5 事業者の経営内容は堅実であるか。</p> <p>6 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であるか。</p> <p>7 期間内に補助事業を完了する見込みがあるか。また、その方法がはっきりしているか。</p> <p>8 事業の実施に伴って発生する環境負荷を低減させるための配慮がなされているか（汚水の処理、騒音等の低減策など）</p> <p>9 同一申請書に対する同一テーマでの当該補助金の採択件数は1件とする。</p> <p>10 当該補助事業が、既に同じ目的の国等の補助金の採択を受けている場合は採択しない。</p> <p>11 単なる施設の整備や機械、器具等の購入のみの申請と見なされるものは採択しない。</p>

## 8 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定の日から翌年の3月31日までとなります。それまでの間に代金支払までの全事業を完了して下さい。

## 9 補助事業者の義務

当該補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定後、補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に、知事に事業計画変更承認申請書又は事業の中止（廃止）承認申請書を提出し、その承認を得ること。
- (2) 12月31日までの補助事業の実施状況について、実施状況報告書を作成し、1月10日までに知事に提出すること。
- (3) 補助事業を完了した場合は、補助事業実績報告書を作成し、知事に提出すること。
- (4) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（注1）を

整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- (5) 補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。（注2）

また、知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得ること。

当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

（注1）見積書、相見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書、請求書、手形、領収書、会計帳簿等を補助対象物件ごとに整理すること。

（注2） 他への用途への使用は不可。採択を受けた事業の目的以外の用途への転用はできない。

#### 10 補助事業終了後の経過報告

補助事業終了後3年間は、各年度終了後30日以内に、過去1年間の事業状況を報告すること。

産業廃棄物排出抑制等施設整備事業	産業廃棄物の発生抑制等の状況を報告すること。 1 月毎の廃棄物発生量を、施設導入前の発生量と比較するなど、発生抑制効果を明らかにすること。 2 廃棄物の再生利用の場合は、品質、販路、販売実績などを報告すること。
高度処理技術導入等調査研究事業	調査研究の処理施設への反映等の状況を報告すること。 1 処理施設に導入された高度技術の内容や、環境負荷の低減の実績報告など。 2 その後の調査研究の成果など。

#### 11 その他

補助金の支払いは補助事業終了後、原則として精算払いとなります。